

幼児期の教育・保育の提供体制について（報告）

幼児期の教育・保育の提供体制については、下記のとおりとなっています。

平成27年度

幼児期の教育・保育の提供体制						在籍者人数 (平成27年10月時点)	
区 分	箇所数	1号	2号	3号	合計		
新制度に移行した保育所	29	—	1,399	1,131	2,530		2,700
新制度に移行した幼稚園	2	120	0	0	120		120
認定こども園	1	200	0	15	215		243
小規模保育	0	0	0	0	0		0
事業所内保育	1	0	0	20	20		12
新制度に移行しない幼稚園	14	2,970	0	0	2,970	※5月1日時点	2,072
合 計		3,290	1,399	1,166	5,855		5,147

平成28年度

幼児期の教育・保育の提供体制						在籍者人数 (平成28年4月時点)	
区 分	箇所数	1号	2号	3号	合計		
新制度に移行した保育所	29	—	1,354	1,166	2,520		2,538
新制度に移行した幼稚園	3	190	0	0	190		186
認定こども園	1	200	0	20	220		233
小規模保育	2	0	0	38	38		35
事業所内保育	0	0	0	0	0		0
新制度に移行しない幼稚園	13	2,690	0	0	2,690	※5月1日時点	1,968
合 計		3,080	1,354	1,224	5,658		4,960

(参 考)

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 小規模保育事業等